

調布市障害者総合計画策定事業実施要領

第1 目的

この要領は、調布市が平成30年3月に策定し、令和3年3月に一部改訂を行った「調布市障害者総合計画」（平成30年度から令和5年度。以下総称して「現計画」という。）の改定として、調布市において障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項に基づく市町村障害児福祉計画を一体として策定する令和6年度以降の調布市障害者総合計画（以下「次期計画」という。）の策定について必要な事項を定めるものとする。

第2 計画期間

次期計画の期間は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 調布市障害者計画 令和6年度から令和11年度まで
- (2) 第7期調布市障害福祉計画 令和6年度から令和8年度まで
- (3) 第3期調布市障害児福祉計画 令和6年度から令和8年度まで

第3 計画策定支援業務の委託

市長は、次期計画の策定事業（以下「事業」という。）に係る計画策定支援業務を民間の調査研究機関に委託することができる。

第4 事業内容

事業の内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 調布市障害者総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関すること。
- (2) 調布市障害者総合計画策定庁内連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関すること。
- (3) 次期計画の策定に必要な調査、情報収集及び分析に関すること。
- (4) 次期計画の策定に関すること。

第5 委員会

委員会は、現計画の進捗状況、地域における障害者福祉に係るニーズの状況並びに国及び社会の動向等を踏まえ、次期計画について検討を行い、計画案を作成し、市長に報告する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が推薦する者23人以内をもって組織する。

- (1) 当事者 2人
- (2) 市民代表（公募） 2人以内

(3) 障害者団体代表 6人以内

(4) 保健・医療・福祉に関する事業に経験を有する者 11人以内

(5) 保健・医療・福祉に関する学識経験者 2人以内

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員会に委員長及び副委員長を置く。

5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 委員会は、委員長が招集する。

第6 連絡会

連絡会は、委員会での検討を踏まえ、計画策定に係る情報収集及び資料作成等を行い、委員会に報告する。

2 連絡会は、市の職員から、市長が任命する者12人以内をもって組織する。

第7 庶務

委員会及び連絡会の庶務は、福祉健康部障害福祉課において処理する。

第8 事業実施期間

本事業の実施期間は、施行の日から令和6年3月31日までとする。

第9 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、事業実施期間終了をもって廃止する。